

事業主の皆様へ 大阪府と府内市町村からの重要なお知らせです。

大阪府と府内市町村では、

平成30年度から

原則として、すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの

特別徴収を徹底します。



大阪府
広報担当副知事
もずやん

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収（給与から差し引き）が法律で義務付けられています。

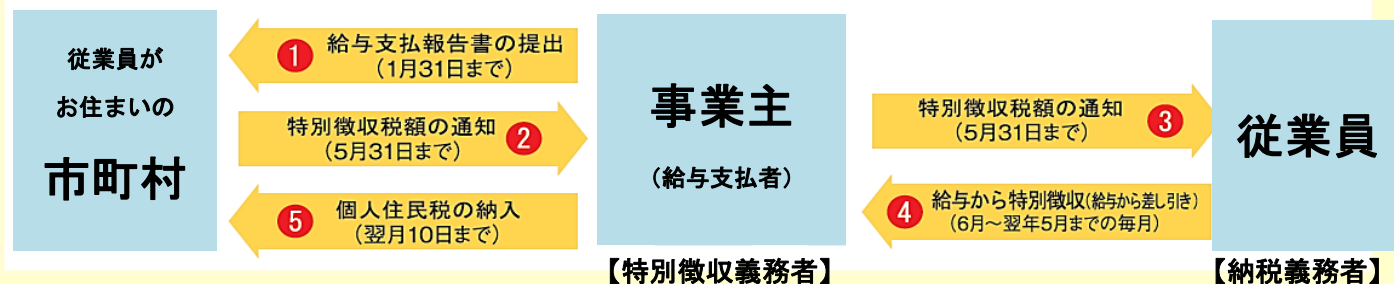
※ 従業員には、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、4月1日
において給与の支払いを受けている方を含みます。

※ 一部の自治体では、先行して平成28年度から特別徴収義務者の指定を行っていきます。

特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、
毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に
代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。（地方税法第321条の4
及び各市町村の条例により定められています。）

特別徴収制度のしくみ



裏面もご覧ください